

労働金庫とSRI・CSR

多賀俊二（全国労働金庫協会）

（意見に関する部分は多賀個人のものです）

1. 労働金庫とは

（1）労働金庫の特徴

目的：「労働組合・消費生活協同組合その他労働者の団体（中略）の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資すること」（労働金庫法第1条）

組織：

- ・根拠法：労働金庫法（1953年制定）
- ・労働組合・生協等を会員とする「団体主義」（一会員一票）による運営
- ・勤労者は団体会員の「間接構成員」として労働金庫を利用（個人会員制度もある）
- ・会員のボランティアな組織としての「推進機構」の存在

運営原則（労働金庫法第5条）：

- ・非営利の原則（営利を目的としないという意味。出資配当は自主基準で制限）
- ・直接奉仕の原則（事業で直接奉仕して、特定の会員の利益を目的としてはならない）
- ・政治的中立の原則（特定の政党のために利用してはならない）

融資に対する規制

- ・原則として会員・間接構成員が融資利用者として規定されている
- ・員外融資額の制限（融資総額の20%以内）
- ・員外融資先の制限（間接構成員の家族、地方公共団体、公益法人、NPO法人等は可）

（2）労働金庫の概況（特記ない限り2003年3月末現在＝補正前確定値）

金庫数 : 21 金庫
団体会員数 : 67,897 会員（ほとんどが労働組合）
間接構成員数 : 10,440 千人（顧客数）
店舗数 : 688 店舗
預金残高 : 133,937 億円
貸出金残高 : 87,267 億円
貸出金の使途（2002年3月末のデータによる）

貸金手当対策資金（企業の業績不振による貸金遅欠配等への対応資金）	0.03%
福利共済資金（労働組合等の日常活動、物資の共同購入、設備建設等の資金）	4.13%
生協資金（生活協同組合の設備資金、運転資金）	0.48%
生活資金（教育ローン、自動車ローン、カードローン等）	22.85%
一般住宅資金（勤労者が住宅購入や増改築等を行うための資金）	71.80%
住宅事業資金（住宅生協等が行う勤労者向け住宅の建設事業資金）	0.72%

2. 労働金庫にとってのSRI

そもそも、SRIの精神は、「勤労者の資金は勤労者のために」などというスローガンにみられるように、古くから労働金庫運動の中に息づいていた。

労働金庫の創設当時は、銀行は勤労者に融資を行わず、勤労者は質屋や高利貸に頼らざるを得なかった。労働金庫が勤労者に生活資金を供給することだけでも、この精神の現実化になった。

また、この精神は以下のようなところにも表れてきた。

伊勢湾台風被災緊急融資（1959年）

ろうきん北須磨団地建設（1965年～）

消費者団体による銀行批判、金融民主化運動（1973～4年）

サラ金対策キャンペーン（1983年）

阪神・淡路大震災時の「震災遺児支援定期『エール30』」の取り組み（1995年）

こうした各種の取り組みは、SRIの第3類型である「コミュニティ投融資」として位置づけることができる。

しかし、超高齢化や失業の増加など社会が新しい問題を抱えるようになり、銀行なども勤労者に生活資金や住宅資金を有している状況下、労働金庫が社会的役割を果たし続けるためには、労働金庫の事業の社会性を継続的に向上させることが欠かせない。

そのために、SRIの概念を前面に出し、労働金庫運動の全面的革新を図ろうというのが「グッドマナー」である。

3. 「グッドマナー」について

（1）グッドマナーの定義

「会員や働く人の資金を、「人々が喜びをもって共生できる社会」づくりに役立てること」

（2）「グッドマナー・ろうきんの提案」

- ・会員・間接構成員をはじめとするステークホルダーの立場で実感できるように、グッドマナーが持つ現実的意味をわかりやすく表現
- ・一方的な約束ではなく、共に問題解決に取り組む視点に立つ

（3）グッドマナー活動の3つの領域

- ろうきんの事業活動
- ろうきんの社会貢献
- ろうきんの自己改革

（4）グッドマナーに関する進捗状況

- ・「グッドマナーの展開」が労金の政策課題化（1998年3月、協会の政策文書である「金融システム改革と労働金庫」が協会理事会で承認された）
- ・ろうきんのグッドマナー事例集“Walking Together”発行（2003年3月）

4. ケース1：勤労者生活支援特別融資

(1) 制度の特徴

- ・ 企業業績の悪化や自然災害等の理由によって収入の減少した勤労者の方や退職を余儀なくされた勤労者の方を対象に、現在利用中のろうきんローンの返済条件を緩和したり、他行住宅ローンのろうきんローンへの借換えを行うもの
- ・ 1998年度の創設以来、この制度は改善を重ねてきたが、2002年10月からは、職業に関する必要な能力を育成するための自己再開発費用や、自然災害などによる住宅修繕費用等にも対応

(2) 実績(2002年12月末現在)

金庫名	件数	残高(千円)	金庫名	件数	残高(千円)
北海道	6	33,229	東海	13	200,763
岩手	13	118,688	近畿	74	202,026
宮城	11	117,029	山陰	6	57,910
秋田県	11	148,467	広島県	3	24,487
福島県	18	236,386	山口県	4	40,159
中央	70	839,965	四国	7	37,159
長野県	8	105,927	九州	26	243,265
北陸	41	318,317	合計	311	2,723,783

5. ろうきんNPO事業サポートローン

(1) NPOとの協働に労働組合が取り組む背景

組合員のニーズが生涯生活全体を組み込んだものへと広がりを見せていること
地域コミュニティ全体の生活レベルを向上させる必要性

(2) 労働金庫とNPOとの関係

「ろうきんの理念」の視点～勤労者の新しい自主福祉活動としてさまざまな領域でNPO活動が広がることを展望

勤労者の生活向上の視点～NPOと<ろうきん>がネットワークを形成し、課題に応じてNPOと労働組合が連携を進めるためのマッチングを行う可能性

(3) 制度の概要

項目	内容
対象となるNPO	NPO法に基づくNPO法人のうち、下記の条件(注2)を満たす団体が対象。 ・ 事業歴が2年(ないし3年)以上あること(任意団体としての事業期間を含む) ・ 各金庫の審査基準を充足すること
資金使途	運転資金、設備資金(開業資金は対象外)
融資額	無担保：1法人あたり最高500～1000万円 有担保：担保評価の範囲内で、返済の見込める金額
融資利率	返済期間、担保の有無、固定/変動金利の別に応じた各<ろうきん>所定の利率。
融資形式	運転資金：手形貸付・証書貸付 設備資金：証書貸付
返済期間	手形貸付：1年以内 証書貸付：無担保(運転資金)は5年以内、有担保(証書貸付)は各金庫所定の期間内
担保	無担保：不要 有担保：不動産または預金
保証	無担保・有担保を問わず、原則としてNPO法人の代表者の他、各金庫所定の人数の連帯保証人(原則としてNPO法人の理事から選任)が必要。

金庫により、制度内容に若干の違いがある。

金庫により、「住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人」(高齢者、心身障害者等、児童のための事業を目的とする法人など)に対象が限定される場合がある。

(4) 実績(別紙4参照)

(5) NPO事業サポートローンの問題点

審査・評価ノウハウの未確立

業歴制限(2~3年)

・起業段階のNPOに対応できない(最も資金ニーズの高い部分であるにもかかわらず)

機関保証の欠如

・個人保証のみ(複数名) このことで、NPO側が辞退するケースもある

能力開発(キャパシティ・ビルディング=「融資を受けられるNPO」になるための経営能力向上)・技術支援(金融機関とNPOが円滑にコミュニケーションをとるための支援策)の欠如

6. 労働金庫とCSR

(1) 組織的なCSRの取り組み...進んでいないのが現状

(2) CSRの視点:「ろうきんの自己改革」の中に見られる

・環境マネジメントシステムの構築(3金庫)

・人権啓発に向けた取り組み

・視覚障害者対応ATMの導入(7金庫)

(3) コンプライアンス推進の取り組みと連動する可能性

7. SRI・CSR普及に向けた提言

(1) SRIと市民社会

市民社会推進のための施策=すべてSRIの普及につながるはず

CSR基準を作る際に、市民をステークホルダーとして位置づける

(2) 労働金庫の事業の立場から

大阪府の「コミュニティビジネス創出支援融資」スキームの活用(別紙5参照)

能力開発・技術支援スキームの確立と補助金創設

金融検査マニュアルの適正な運用

《添付資料》

(1) THIS IS LABOUR BANK 2003

(2) ろうきんのグッドマネー事例集 “Walking Together 2003”

(3) 「ろうきんとNPOとの新しいパートナーシップを展望」

(月刊ろうきん2002年5月号より)

(4) ろうきんNPO事業サポートローン概況表(2003年3月)

(5) 先導的CB(コミュニティ・ビジネス)創出支援・公募事業 募集要項

以 上